

平成 31 年度自治体 P P P / P F I 推進センター支援業務 企 画 募 集 要 領

1 実施趣旨

一般財団法人地域総合整備財団(以下「財団」という。)では、地方自治体における P F I 事業の円滑な推進に資することを目的に、P F I 事業に関心のある地方自治体間の意見交換及び情報交換の場等として、平成 14 年度に「自治体 P P P / P F I 推進センター」(以下「推進センター」という。)の前身である「自治体 P F I 推進センター」を設立している(平成 28 年度に改称)。

平成 29 年度からは、P P P 手法の 1 つである「指定管理者制度」及び「外部委託・包括民間委託等」について調査研究を行ってきた「公民連携実務研究会」を推進センターに内含し、「P P P / P F I 推進部会」と「公民連携実務研究部会」を設置している。

また、各部会での調査研究結果を、自治体 P P P / P F I 推進センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)に報告するとともに、全国の自治体に対し公表することとしている。

ついでには、推進センターに関する業務を支援し、係る報告書を作成することができる、P P P / P F I に関する調査研究業務に実績のある事業者を募集する。

<参考>自治体 P P P / P F I 推進センターの活動内容

自治事務次官通知(H12.3.29)抜粋

・・・(財)地域総合整備財団において、PFI アドバイザーの派遣、PFI 研修会、民間事業者との意見交換会などを実施し、相談窓口を設置しているので適宜活用を図ること。さらに、同財団において自治体 PFI 推進センターが設置されているので、地方公共団体の意見交換及び情報の共有の場としてあわせて活用を図ること。

2 業務の内容

- (1) 業務名 平成 31 年度自治体 P P P / P F I 推進センター支援業務
- (2) 委託期間 契約締結の日の翌日から令和 2 年 3 月 13 日まで
- (3) 業務目的

国では、経済財政運営と改革の基本方針 2018(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)、未来投資戦略 2018(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)、P P P / P F I 推進アクションプラン(平成 30 年改訂版)(平成 30 年 6 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定)等を踏まえ、官民連携事業の推進を行っているところである。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」では、「未来投資戦略 2018」及び「P P P / P F I 推進アクションプラン」に基づき、多様な P P P / P F I の活用を重点的に推進することについて言及されている。

本業務は、このような背景を踏まえ、地域の課題解決や活性化に寄与するために、P P P / P F I だけでなく多様な官民連携のあり方に係る情報を広く収集し、その内容を全国に発信することを目的とする。

(4) 業務内容

1) 「平成 31 年度自治体 PPP/PFI 推進センター運営委員会」の開催・運営支援

「平成 31 年度自治体 PPP/PFI 推進センター運営委員会」の開催・運営にあたって、日程調整、会場設営、進行に関する調整等を行うとともに、運営委員会での論点の設定、議論・検討に必要な資料の作成及び議事録の作成を行う。また、運営委員会の開催・運営に係る旅費交通費、会議費、諸謝金の調整事務及び支出を行う。なお、運営委員会は 1 回開催する予定である。

【委員会開催イメージ】

5 月頃 前年度の調査研究結果の報告及び今年度の推進センターの運営方針について

2) 「PPP/PFI 推進部会」に係る調査研究の実施と開催・運営支援

①調査研究の実施

テーマ「人口 20 万人未満の自治体における PFI 取組促進に関する調査・研究」

【研究の背景と目的】

厳しい財政状況や人口減少、超高齢化社会の進展の下、各地域において公共施設等を効率的に整備・運営するとともに、新たな事業機会の創出や民間の投資喚起により経済成長していくことが求められる。よって、公共施設等の整備等には、民間の資金・経営能力及び技術力を活用することが重要であり、PPP/PFI 手法の活用を拡大していくことが必要である。

平成 29 年度末時点において、実施方針公表済の PFI 事業は 666 件に達しており、特に近年は国の支援策の影響もあり、事業件数は増加傾向にある。しかしながら、自治体の規模別に普及状況をみると、政令指定都市では 9 割以上の自治体で事業実績があるものの、人口 20 万人未満の自治体では 1 割程度しか事業実績がない。平成 30 年改訂版の PPP/PFI 推進アクションプランでは、今後、人口 20 万人未満の自治体においても、PPP/PFI を優先的に検討する仕組みの導入を図ることに言及しており、PPP/PFI の導入促進に向けて、取組が強化されつつあるところである。

かかる状況の下、本調査では PFI 事業に取組む上での課題を整理した上で、PFI に積極的に取組む人口 20 万人未満の自治体を対象に、PFI 事業の発案及び形成を成しえた要因が何であったのか、導入の背景・動機、庁内の取組体制、PFI 推進の環境、地域との協働の観点から情報を収集し、PFI 推進のあり方について整理することで、同規模自治体での PFI 導入を促進することを目的とする。

【調査・整理のイメージ】

○調査対象事例の抽出

複数の PFI 事業を実施している人口 20 万人未満の自治体や、町村で PFI 事業の実績のある自治体を対象に文献調査等を実施し、調査対象事例を抽出する。

<抽出対象>

- ・複数の PFI 事業を実施している人口 20 万人未満の自治体
- ・ PFI 事業を実施している町村

<文献調査等の内容>

- ・ PFI 事業実績
- ・ PFI 推進環境（優先的検討規程等ガイドラインの策定状況等）
- ・ PFI 事業における地域企業等の参画状況

○ヒアリング調査の実施

抽出事例について、自治体にヒアリングを実施

<調査内容>

- ・ 推進にあたって課題となった事項の把握
- ・ 各課題への対応方法の把握

○ポイントの整理

事例ごとにヒアリングを行った結果から、a. 知識・ノウハウ、b. 取組体制、c. 成立可能性、d. 地域との協働の視点より情報を整理し、PFI に臨む人口 20 万人未満の自治体に向けて、PFI 推進のあり方について整理する。

② PPP/PFI 推進部会の開催・運営支援

PPP/PFI 推進部会の開催・運営にあたって、日程調整、会場設営、進行に関する調整等を行うとともに、当推進部会での論点の設定、議論・検討に必要な資料の作成及び議事録の作成を行う。また、当推進部会の開催・運営に係る旅費交通費、会議費、諸謝金の調整事務及び支出を行う。なお、当推進部会は 3 回開催する予定である。

【PPP/PFI 推進部会開催イメージ】

- 第 1 回（ 6 月頃） 今年度の調査研究テーマについて
- 第 2 回（ 10 月頃） 調査研究の中間報告について
- 第 3 回（ 2 月頃） 調査研究結果のとりまとめについて

3) 「公民連携実務研究部会」に係る調査研究の実施と開催・運営支援

①調査研究の実施

テーマ「地域的・社会的課題の解決に向けた民間組織との公民連携の取組み」

【研究の背景と目的】

地方自治体と民間事業者の連携のあり方について、平成 30 年度は、地域的・社会的課題を解決する公民連携の方法として、企業が SDGs・CSV 等を意識して自治体と連携している取組みのうち、特に都市部の民間事業者（大企業）と地方自治体との連携に着目し調査を行った。

平成 30 年度の調査事例においては、民間事業者と地方自治体の間をつなぐ存在としてソーシャルセクターと呼ばれる民間組織が重要な役割を果たしているものが多くみられた。また、近年、社会起業家（ソーシャル・アントレプレナー）と呼ばれる人々が、一定の組織、事業規模、収入源を確立しながら、地域的・社会的課題を解決しようとする取り組みが進んでいる。

民間組織と地方自治体とが連携することで、新たなソリューションが創出されることが期待されるが、一方で課題解決能力のない民間組織が多数設立されていることも事実であり、地方自治体と民間組織の効果的な連携が課題となっている。

以上の背景を踏まえ、平成 31 年度の公民連携調査研究部会では、民間組織と地方自治体の公民連携により地域的・社会的課題を解決している事例を抽出し、ポイントを整理する。

なお、本調査における民間組織とは、非営利組織だけでなく、社会的な目的のために事業を行っている民間企業も含む。

【調査・整理のイメージ】

○調査対象事例の抽出

・民間組織と地方自治体が連携して地域的・社会的課題を解決する公民連携の取り組みを対象に文献調査等を実施し、調査対象事例を抽出する。

<抽出対象>

- ・多様な分野（地域的・社会的課題）から抽出
- ・社会起業家の顔が見えている
- ・特定の自治体と連携している
- ・事業として継続している

○ヒアリング調査の実施

- ・選定事例について、民間組織及び自治体等にヒアリングを実施する。
（背景・経緯、事業概要、事業によるメリット・課題 等）

○ポイントの整理

- ・公民連携の観点から地域的・社会的課題を解決する民間組織の取り組みのポイントを整理する。

②公民連携実務研究部会の開催・運営支援

公民連携実務研究部会の開催・運営にあたって、日程調整、会場設営、進行に関する調整等を行うとともに、当研究部会での論点の設定、議論・検討に必要な資料の作成及び議事録の作成を行う。また、当研究部会の開催・運営に係る旅費交通費、会議費、諸謝金の調整事務及び支出を行う。なお、同研究部会は3回開催する予定である。

【公民連携実務研究部会開催イメージ】

- 第1回（6月頃） 今年度の調査研究テーマについて
- 第2回（11月頃） 調査研究の中間報告について
- 第3回（2月頃） 調査研究結果のとりまとめについて

4) 「公民連携ポータルサイト（推進センターHP）」の運営支援

「公民連携ポータルサイト（推進センターHP）」の「ニュース」及び「PFI情報」の更新を行う。

また、PFIハンドブックの更新を行い、市町村が「公民連携ポータルサイト（推進センターHP）」で閲覧し活用できるようなコンテンツを作成する。

5) 「PFI相談窓口」の運営支援

「PFI相談窓口」に寄せられた相談に対し、相談内容の整理を行うとともに、財団が求めた場合は回答案を作成する。

6) 「成果報告書」の取りまとめ

両部会での調査研究結果を整理した「人口20万人未満の自治体におけるPFI取組促進に関する調査・研究報告書」及び「地域的・社会的課題の解決に向けた公民連携の取組み報告書」（以下「成果報告書」という。）を作成する。

（それぞれの部会で実施した調査研究の内容、課題、論点、まとめの整理など）

【留意事項】

- 委員の人数については、以下のとおりを想定している。
 - ・自治体PPP/PFI推進センター運営委員会委員 14名程度
 - ・PPP/PFI推進部会 10名程度
 - ・公民連携実務研究部会 10名程度 合計34名程度
- 推進センター運営委員会及び両部会は、原則、財団会議室にて開催する。
- 5)「PFI相談窓口」に寄せられた相談のうち、PPP/PFIを活用した事業等専門的な内容の場合に回答案の作成を行う（年間10回程度を想定）。
- 「成果報告書」の印刷部数は部会ごとに70部（A4判、単色（一部カラー）刷製本）とし、上記内容を記録した電子データを提出すること。

3 提案限度価格

14,145,000円（税抜）

4 応募資格

- (1) 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県いずれかに事務所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第

- 1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (3) 官庁（国の全ての機関）から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。なお、官庁からの指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても応募資格はない。
- (4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

5 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

平成31年4月4日(木)～平成31年4月16日(火) ※当日必着
持参の場合は、午後5時必着

(2) 提出書類

次の書類を各1部提出すること。

- 1) 業務実績一覧
- 2) 担当者経験一覧
- 3) 会社概要（会社パンフレット代用可）
- 4) 企画提案書（様式自由）
- 5) 業務従事者動員計画（様式自由）
- 6) 見積書（様式自由、算出根拠を記載すること）

(3) 応募方法

持参又は簡易書留で郵送すること。（電子メール、ファックスは不可）

(4) 提出先及び問い合わせ先

一般財団法人地域総合整備財団 開発振興部開発振興課 山本、竹田
〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-8-1 麹町クリスタルシティ東館 12階
Tel: 03-3263-5758
E-mail: kaihatsu-ka@furusato-zaidan.or.jp

6 選考方法

(1) 選考

財団開発振興部開発振興課で選考を行う。

(2) 選考基準

以下の基準により、審査を行い、その総合得点が最も高い者を委託者として決定する。
（カッコ内は得点の配分）

1) 企画提案内容が本事業の目的に合致していること。（計30点）

企画提案内容が的確で、訴求力のある企画案を提示できているかを審査する。

- ①当該事業の目的を適切に把握しており、各部会における調査研究テーマに対する問題意識が当該事業と合致する。（10点）

②「運営委員会」「各部会」の進め方について適切かつ具体的な考えが示されている。(10点)

③作業内容とスケジュールが適切である。(10点)

2) 本事業の実施に十分な能力及び体制を有すること。(計30点)

過去に類似の事業を実施した実績があり、本事業に関する専門性を有するか、また、開発振興部開発振興課との連絡調整や打ち合わせなどに適切に対応できるかを審査する。

①担当者が各部会の調査研究テーマに関する十分な専門性を有している。(10点)

②担当者が類似事業に関する十分な実績を有している。(10点)

③業務を確実、円滑に実施するための実施体制、連携体制を有している。(10点)

3) 見積価格が適正であること。(30点)

見積りの内容が的確であり、提案限度価格の範囲内で見積りが行われているかを審査する。見積価格に関する審査は、最低価格を満点(30点)とし、2位以下の者の得点は1位の見積価格との比率により算出する。なお、得点は、小数点第1位までを求める。

$$\text{見積価格の得点} = 30 \text{ 点} \times (\text{提案者のうち最低価格} / \text{当該者の見積価格})$$

4) その他特に優れた点があること。(10点)

その他、特に加算すべき優れた内容が認められること。

(3) 選考結果の公表

1) 時期

平成31年4月下旬

2) 方法

応募者全員に文書で通知する。

7 企画提案に係るその他事項

(1) 企画提案に要する費用の負担

応募者負担とする。

(2) 応募書類の返却の可否

返却しない。応募者は、あらかじめ提出書類の写しを保管すること。

(3) 成果品の帰属

一般財団法人地域総合整備財団